

地 域 国 際 化 推 進 事 業 助 成 要 綱

（目的）

第1条 この要綱は、多文化共生社会の実現に向けて、多文化共生事業や国際交流事業に要する経費を助成することに関し必要な事項を定め、神戸市内の地域の国際化を推進することを目的とする。

（対象団体）

第2条 この要綱による助成の対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、第1条の目的を遂行することができる NPO 法人、任意団体、大学、短期大学、専門学校及び日本語学校（大学・短期大学のゼミ、学校が承認しているクラブ・サークル等を含む）とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が関与する団体は除く。

（助成対象事業）

第3条 この要綱による助成の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、神戸市内で行われる事業で次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）多文化共生事業

（2）国際交流事業

2 前項各号に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、対象事業としないものとする。

（1）広く一般に公開されていないもの

（2）政治活動、宗教活動又は営利若しくは学術研究を目的とするもの

（3）第6条に定める期間内に実施されないもの

（4）法令に違反したもの

（5）その他、公序良俗に反するなど、助成対象として理事長が適当でないと認めるもの

（助成金の額及び助成率）

第4条 この要綱による助成金の額は、予算の範囲内で別表に定めるとおりとする。

（助成対象経費）

第5条 この要綱による助成の対象となる経費は、直接経費とし、次の各号に掲げるものは助成の対象から除外する。

（1）飲食に要する経費（在住外国人に提供する支援物資にかかる経費等は除く）、打ち上げ、レセプション等にかかるもの

（2）領収書がない等使途が不明なもの

（3）講師、運営スタッフ等のうち主催者団体に属する者への謝礼・報酬

（4）他の助成金、補助金、委託費等の対象となっている経費

（5）備品購入費などの団体の資産形成にかかる経費

（6）その他理事長が不適当と認めるもの

（助成対象期間）

第6条 助成対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(重複受給の禁止)

第7条 この要綱による助成を受けようとする団体等（以下「申請団体等」という。）は、同一の経費について、他の助成金、補助金、委託費等を重複して受給してはならない。

(交付の申請)

第8条 申請団体は、次の各号に掲げる書類を別に定める募集期間に申請するものとする。

- (1) 地域国際化推進事業助成交付申請書（様式第1号）
- (2) 団体概要（様式第2号）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) その他理事長が必要と認める書類

(助成審査委員会)

第9条 理事長は、申請された事業の企画内容を審査するため、助成審査委員会（以下、「審査会」という。）を設置し、提出された申請書類をもとに審査を行う。

- 2 理事長は、必要に応じて申請団体に対して審査会への出席及び説明を求めることができる。
- 3 審査会は、公益性、計画性等に基づき総合的に審査し、理事長に報告する。
- 4 審査会は、原則非公開とする。

(助成交付予定額の決定)

第10条 理事長は、申請案件について、審査会の意見を基に、助成の採否および助成の予定額を決定し、その結果を地域国際化推進事業助成交付予定額決定通知書（様式第5号）により申請団体に通知する。助成不採択とする場合は、地域国際化推進事業助成不採択通知書（様式第6号）にて申請団体に通知する。

- 2 前項の場合において、理事長は助成の交付目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(事業の変更等)

第11条 前条第1項の地域国際化推進事業助成交付予定額決定通知書を受けた団体（以下「採択団体」という。）は、当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ地域国際化推進事業助成計画変更申請書（様式第7号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、理事長が軽微な変更と認める場合においては、この限りではない。

- 2 採択団体は、事業を中止（廃止）する場合は、地域国際化推進事業助成事業中止（廃止）申請書（様式第8号）を、理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、第1項又は第2項に定める申請書が提出された場合、その内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、地域国際化推進事業助成計画変更申請承認通知書（様式第9号）または、地域国際化推進事業助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第10号）により、採択団体に通知する。

(事業の評価・調査等)

第12条 理事長は、必要と認めるときは、申請団体に対して、事業の関係資料及び説明を求め、実地に調査を行うことができる。

- 2 理事長は、前項の調査等により事業の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合に

は、必要な是正措置を求めることができる。

(事業報告書の提出)

第13条 採択団体は事業が終了したときは速やかに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第11号)
- (2) 事業の実施状況が分かる書類
- (3) 収支決算報告書(様式第12号)
- (4) 事業に要した費用を証する書類
- (5) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第14条 理事長は、前条の事業報告書を審査のうえ助成の金額を決定し、地域国際化推進事業助成交付決定額通知書(様式第13号)により通知するものとする。ただし、理事長が必要と認めるときは、助成金額を減額修正することができる。

2 理事長は、採択団体から、地域国際化推進事業助成交付請求書(様式第14号)による請求を受けて助成金を支払うものとする。

(助成金の取り消し等)

第15条 理事長は、採択団体が、次のいずれかに該当する場合は、助成の予定額または交付決定額の一部若しくは全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

- (1) 偽り或其他不正の手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 理事長が行う調査に対して報告をしない、又は虚偽の報告をしたとき
- (5) 採択団体が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき
- (6) 前各号に掲げるほか、法令、条例、若しくはこの要綱に違反したとき、又はこの要綱に基づく理事長の指示に従わなかったとき
- (7) 法令等に違反した団体であることが判明したとき

2 理事長は、前項による助成金の交付予定又は交付決定額の一部若しくは全部を取り消した場合は、速やかに、その旨を地域国際化推進事業助成交付決定取消通知書(様式第15号)により当該団体に通知する。

3 理事長は、前項の規定により助成金を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は理事長が定める。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 5 年 6 月 19 日より施行する。

附則 この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。

附則 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日より施行する。

別表 助成金の区分および助成額（第 4 条関係）

区分	対象事業および助成額
地域国際化推進事業助成（各区版）	市内で実施される要綱第 3 条に定める助成対象事業に対する助成 （1）助成率 助成対象経費の 2 分の 1 （2）上限 10 万円
地域国際化推進事業助成（拠点版）	センターの拠点のうち新長田、御影で実施される要綱第 3 条に定める助成対象事業に対する助成 （1）助成率 助成対象経費の 3 分の 2 （2）上限 20 万円